

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、エンド・ユーザー、クライアント企業、株主、社員等の各ステークホルダーとの関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方と理解しております。当社及び当社グループとして、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は株主利益及び企業価値向上のための責務と考えており、内部統制の整備・運用に積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
玉上 進一	16,452	21.92
株式会社南部エンタープライズ	11,240	14.97
株式会社タマガミインターナショナル	6,394	8.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,087	8.11
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	5,337	7.11
南部 靖之	4,000	5.32
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデツク アカウト	2,849	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,966	2.61
CBHK-TEA CUSTODIANS LTD O/A FISHER FUNDS KIWISAVER SCHEME	957	1.27
毛利 寛	810	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシー(FMR LLC) から、平成23年8月22日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成23年8月15日現在でそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けております。

玉上進一、玉上紀子及び株式会社タマガミインターナショナルから、平成23年11月11日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成23年11月4日現在でそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、平成23年3月期に係る会計監査に関しては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っており、当社監査役は会計監査人より監査の方法と結果について報告を受けるなど、情報共有を図りながら、厳正な業務執行及び財務報告に対する信頼性向上のために、相互連携を図っております。当社の平成22年3月期決算における会計監査業務を執行した公認会計士は原勝彦氏、稲垣正人氏及び由良知久氏で、新日本有限責任監査法人に所属しております。この他、会計監査業務に係る補助者の構成は、常時公認会計士2名、その他5名であります。監査証明業務に基づく報酬 19,000千円

当社では、代表取締役直轄組織である内部監査室を設置し、専属3名の体制で内部監査を実施しております。監査役と内部監査室は月1回定例連絡会により監査計画、内部監査報告の内容について確認、協議及び情報共有を行う他、適宜意見、情報の交換を行い緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
盛岡 治英	他の会社の出身者								○	
三上 純昭	他の会社の出身者					○			○	
神門 いづみ	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
盛岡 治英	○	当社独立役員に指定しております。	事業会社における長年の実務経験を有しており、経営管理体制強化のために選任しております。 【独立役員指定理由】現在及び過去において当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
三上 純昭	○	現:株式会社日本ビジネスマッチング代表取締役社長 当社独立役員に指定しております。	証券会社における経験と経営者としての幅広い見識を有しており、子会社を含めた資本政策等に助言・監督をいただけると判断し、選任しております。 【独立役員指定理由】現在及び過去において、代表取締役社長を兼任する株式会社日本ビジネスマッチングを含め、当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
神門 いづみ	○	現:堀総合法律事務所弁護士 当社独立役員に指定しております。	弁護士としての専門的見地から助言・監督をいただけると判断し、選任しております。 【独立役員指定理由】現在及び過去において当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成23年9月15日開催の取締役会において、「有償ストックオプション」の発行を決議し、平成23年10月17日に割当を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役全員に対し、役職による責任・在籍年数・功績等を総合的に勘案し、付与個数を取締役会において決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年3月期に係る取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。
取締役に対する報酬 123,080千円
監査役に対する報酬 14,967千円(うち社外監査役 7,200千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任部署は設置しておりませんが、総務部を主管とし、取締役会など重要会議の連絡及び事前の資料配布、また必要に応じた事前説明を行うなどの情報伝達体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では取締役6名に各事業部門、管理部門における担当及び管掌を定め業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。取締役会は取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催することとしており、取締役は業務執行状況について取締役会に報告することとしております。

監査・監督機能としては、当社は監査役会制度を継続して採用しており、業務活動全般にわたり、方針や計画、法令順守状況等につき、取締役会や重要な会議への出席、子会社を含めた調査等を通じた監査を行っております。さらに監査役会は、監査法人から監査の方法と結果についての報告や内部監査室より業務全般に関する内部監査の報告を受ける等厳正な対応を行っております。役員報酬の決定につきましては、株主総会で決議されている報酬総額をもとに、役員報酬規程に基づき、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会にて個別報酬を決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の構成としては、当社の「エンド・ユーザー(消費者)の不便さ、困ったこと」に耳を傾け、解決に導くという経営理念の下、高付加価値サービスを創出するという事業内容を理解し、実践できる人材を中心とすることが重要と考えています。この考えの下、当社では、監査役による監査体制の強化・充実によりコーポレート・ガバナンスの体制を構築することが有効であると判断しております。当社の監査役の構成は4名であり、内3名は社外監査役であります。常勤監査役は取締役会だけではなく週1回開催される戦略会議、月1回開催される各事業部門の予実会議等重要な会議に常時出席し、当社の経営状況を適時に把握し、監査役全員で構成する監査役会に状況を適宜報告しております。社外監査役の内1名は週3日出社し、帳簿閲覧、役職員へのヒアリング及び予実会議等主要な社内会議に適宜出席することにより経営管理全般についての監査を行っています。加えて、会計監査人および内部監査室と連携を確保するためそれぞれ定期的な打合せを開催しております。これらの施策を通じて客観的で中立的な経営監視機能を確保しているものと考えています。なお、社外取締役の重要性については認識しており、相応の人材が確保できれば登用したいと考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	第22回定時株主総会(平成20年6月26日開催)より、当社グループの事業への理解を深めていただくことを目的として、主要施設である秋田BPOキャンパス内にて株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会等に適宜参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に投資家等を対象とした会社説明会に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に投資家向け情報のコンテンツを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	
その他	アナリスト及び機関投資家向けのスモールミーティングを四半期毎に実施し、最新の業績についての説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
プレステージ・インターナショナルグループの行動規範に基づき、コンプライアンス規程を制定し、取締役の法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、必要に応じて外部の専門家に助言を求めるものとする。また代表取締役を中心とした取締役同士の相互補完により、監視体制を強化するものとする。併せてリスク・コンプライアンス委員会を代表取締役の諮問機関とし、リスクやコンプライアンス全般に関する事項について、内部統制の構築を推進するものとする。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、総務部を主管として、適切に保存及び管理を行うものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する機関として、代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてリスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク管理全般に関する事項について整備を行うものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。
- 5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
プレステージ・インターナショナルグループの行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社及び関係会社の運営を管理、指導するものとする。また、内部監査室は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行うものとする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社では、監査役及び監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、直ちに監査役及び監査役会を補助する専任部署として監査役室を設置し、その構成員を監査役及び監査役会を補助すべき使用人とし、監査役及び監査役会が総務部と協議の上、選任した使用人を監査役室員として監査役及び監査役会の業務を担当させるものとする。
- 7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室員としての使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合には、総務部は予め監査役及び監査役会に相談し、監査役及び監査役会の意見を重視することとし、監査役及び監査役会の指示に従い、必要に応じて当社グループ内の監査を行う権限を与えるものとする。
- 8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役及び監査役会に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役及び監査役会に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役及び監査役会に対しての報告体制を確立するものとする。
- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力に対するマニュアル」を整備するとともに、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。
- (2) 反社会的勢力に関する部署を総務部とし、情報の収集及び関係部署との情報の共有を図り対処を行うものとする。また、不当要求防止責任者を設置し、平素から所管警察署と良好な関係維持に努め、反社会的勢力との関係遮断に取組むものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

